

開発行為に関する工事の検査済証

第 63 号

令和 3 年 1 月 14 日

宇多津町長 谷 川 俊 博



下記の開発行為に関する工事は、令和 3 年 1 月 8 日の検査の結果、都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許 可 番 号	令和 2 年 1 2 月 2 4 日 第 8 5 号
2 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	綾歌郡宇多津町字岩屋 3448・3449 合併、3461-7、 3462-1、3493-1、3493-8、3494-1、3495-1、3496-1、 3523-5、3523-13、3523-14、3524-2、3525-1、3531-1 及び地先農道・水路
3 工 事 を 完 了 し た 公 共 施 設	道路、公園、排水用地、排水施設（自由勾配側溝、排水 管）
4 許可を受けた者の住所及び氏名	徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1 株式会社アルファード 代表取締役 七條 政利
5 予 定 建 築 物 等	分譲住宅（21 区画）

公共施設に関する工事の検査済証

第 63 号

令和 3 年 1 月 14 日

宇多津町長 谷 川 俊 博



下記の公共施設に関する工事は、令和 3 年 1 月 8 日の検査の結果、都市計画法第 29 条第 1 項の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許 可 番 号	令和 2 年 1 2 月 2 4 日 第 8 5 号
2 (工事を完了した公共施設が 存する) 開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	綾歌郡宇多津町字岩屋 3448・3449 合併、3461-7、 3462-1、3493-1、3493-8、3494-1、3495-1、3496-1、 3523-5、3523-13、3523-14、3524-2、3525-1、3531-1 及び地先農道・水路
3 工事を完了した公共施設	別紙のとおり
4 許可を受けた者の住所及び氏名	徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1 株式会社アルファード 代表取締役 七條 政利
5 予 定 建 築 物 等	分譲住宅 (21 区画)

(別 紙)

工 事 を 完 了 し た 公 共 施 設

工事を完了した公共施設の 種類・名称・寸法	公 共 施 設 の 位 置
道路（側溝含む） 幅員 5.01～6.03 m 延長 386.534 m	綾歌郡宇多津町字岩屋 3448・3449 合併、3461-7、 3462-1、3493-1、3493-8、3494-1、3495-1、3496-1、 3523-5、3523-13、3523-14、3524-2、3525-1、3531-1 及び地先農道・水路
公園 225.11 m ²	綾歌郡宇多津町字岩屋 3525-1
排水用地 4.03 m ²	綾歌郡宇多津町字岩屋 3525-1
排水施設 HP φ 350mm 延長 6.34 m VU φ 300mm 延長 9.23 m VU φ 250mm 延長 14.05 m	綾歌郡宇多津町字岩屋 3448・3449 合併、3461-7、 3462-1、3493-1、3493-8、3494-1、3495-1、3496-1、 3523-5、3523-13、3523-14、3524-2、3525-1、3531-1 及び地先農道・水路